

お客さま各位

鹿沼相互信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素より、鹿沼相互信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、**令和3年4月1日(木)以降**に新規開設いただく口座につきまして、下記のとおり「未利用口座管理手数料」および、残高が同手数料に満たなくなった場合に自動解約する定めを導入させていただきます。

本件は、長期間ご利用のない普通預金口座の不正利用を防止し、ご利用のない口座について口座管理に係るコストの一部をご負担いただくものであり、常時の入出金や口座振替等でお取引されている普通預金口座が対象となることはございません。

今後とも、お客さまへのサービスの維持向上により一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【対象となる口座について】

適用	令和3年4月1日以降 ^(※1) に新規開設する普通預金口座（総合口座を含み、決済用普通預金は除く） * 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。 * 人格によらず全ての口座が対象となります。
対象口座	最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび本件未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座。 ただし、次の場合を除きます。 イ. 当該口座の残高が10,000円以上である場合 ロ. 同一店舗（同一のお客様番号）で他に定期性預金、投資信託、国債、保険、出資金等のお取引がある場合 ハ. 同一店舗（同一のお客様番号）でお借入がある場合（当座貸越契約を含む）
手数料	・口座が対象口座となった場合、事前に文書にて届出の住所にご案内いたします ^(※2) 。 ・事前通知後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合に、年間1,320円（消費税込）を該当口座から引き落としいたします。
自動解約	・口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料とし、同口座を解約します ^(※3) 。 ・口座残高以上の負担および自動解約した後の手続きはございません。

(※1) 令和3年3月31日現在で既に開設されている口座は、本件の対象となりません。

(※2) 「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも、通常到達したものとみなします。

(※3) 対象の口座をお持ちのお客さまには、お取引状況をお知らせした上で、一定期間（約3か月）経過後に、年間年間1,320円（消費税込）の手数料をいただき、残高が同手数料に満たなくなった場合には普通預金口座を解約させていただくものです。

■ 上記お取扱いに伴い、「普通預金規定」を令和3年4月1日より改正いたします。

改正後の規定は当金庫ホームページの預金規定集の「● 規定3 普通預金規定」をご確認ください。